

協働による個性豊かで活力のあるまちづくりのために

ふるさと取手

応援寄附金



ふるさと取手市への想いを 寄附に託してみませんか？

ふるさと取手応援寄附金 3つの仕組み

1 日本全国
どこからでも
応援できる

2 応援したい
メニューが
選べる

3 寄付金の
税額控除が
受けられる

取手市では、市のまちづくりを応援していただける皆さんから寄せられた寄附金により、活力あるふるさとづくりと地域全体の活性化を図ることを目的に「ふるさと取手応援寄附条例」を制定しました。

ふるさと取手応援寄附制度は、平成20年4月に改正された地方税法の「個人住民税の寄附金税制の拡充」(一般的に「ふるさと納税」と呼ばれているもの)の仕組みを利用して、広く寄附を募り、ふるさと取手市のまちづくりに有効に活用していくものです。

日本全国どこからでも、どこにお住まいでも寄附することができますので、皆さんのご支援をお待ちしております。

寄附金の使いみち

皆さんからお寄せいただいた寄附金は次の事業に活用させていただきます。

お申し込みの際に、応援したいメニュー(寄附金の使いみち)を選択してください。

1. 未来を担う子供たちを応援する事業
2. 地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業
3. 身近な自然環境を保全する事業
4. 安心・安全で住みやすいまちづくりのための事業
5. 歴史・文化・芸術活動を振興するための事業
6. 産業の振興及び地域の活性化を図るための事業
7. 上記以外で、個性豊かで活力あるふるさとづくりと、地域全体の活性化を図るために市長が必要と認める事業

※ 事業を特に指定されない場合には、記入の必要はありません。

寄附の方法

1. 寄附のお申し込み

まず「ふるさと取手応援寄附金申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵便・ファックス・メールのいずれかでお送りください。（現金書留で寄附をされる場合は、事前に申し込みの必要はありません。現金と一緒に申込書を同封してください）

【申込書の入手先】

取手市ホームページよりダウンロードができます。

また、ご希望の場合は郵送もいたしますので、お電話にてご連絡ください。

【お申し込み先】

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 取手市役所 財政課 ふるさと取手 係

ファックス番号:0297-73-5995

メールアドレス: furusato@city.toride.ibaraki.jp

2. 寄附の方法

方法	手順	手数料
銀行振込み (下記の指定金融機関・ 収納代理金融機関)	申し込み後に専用納付書を郵送しますので、取手市指定金融機関・収納代理金融機関の窓口でお振込みください。	無料※
郵便振替	申し込み後に専用納付書を郵送しますので、全国のゆうちょ銀行または郵便局の窓口でお振込みください。	無料※
その他の金融機関で 振込み	申し込み後に振込み先の口座番号等をお知らせしますので、各金融機関備え付けの振込用紙等にてお振込みください。	所定の料金 がかかります
現金書留	申込書を同封のうえ、現金書留にて上記あて先まで郵送してください。	所定の料金 がかかります

※金融機関等備え付けの振替・振込用紙を使用すると、所定の手数料がかかりますので、必ず、市よりお送りする専用の納付書でお振込みください。

指定金融機関・収納代理金融機関一覧		
常陽銀行本支店	みずほ銀行本支店	三井住友銀行本支店
東日本銀行本支店	筑波銀行本支店	水戸信用金庫本支店
茨城県信用組合本支店	中央労働金庫本支店	茨城みなみ農協本支店

3. 寄附をしたあとは

寄附の確認ができ次第、市から「ふるさと取手応援寄附金受領書」をお送りします。この受領書は、寄附金の税額控除を受けるために確定申告の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

寄附の状況報告

寄附をいただいたときは、その件数や金額、使いみち等の状況を、また、寄附金を使って、実際にどのような事業に活用されたについても、その都度、市のホームページ等でご報告します。

寄附金の税額控除(所得税は「所得控除」)措置

地方公共団体に対して寄附を行った場合、2,000円を超える部分について、所得税の寄附金控除・住民税の寄附金税額控除が受けられます。

(控除対象となる寄附金額は総所得額等の30%(所得税は40%)が限度になります)

平成27年1月以降の寄附より、特例控除の上限が個人住民税所得割の1割から2割に拡充されます。

1. 所得税の寄附金控除 ①+②の合計 (その年の所得税が軽減されます)

①所得税分 [寄附金額-2,000円]×0~45%(所得税の税率)

②復興特別所得税分 ①×2.1%

2. 住民税の寄附金税額控除(翌年度分の個人住民税が控除されます)

①[寄附金額-2,000円]×10%

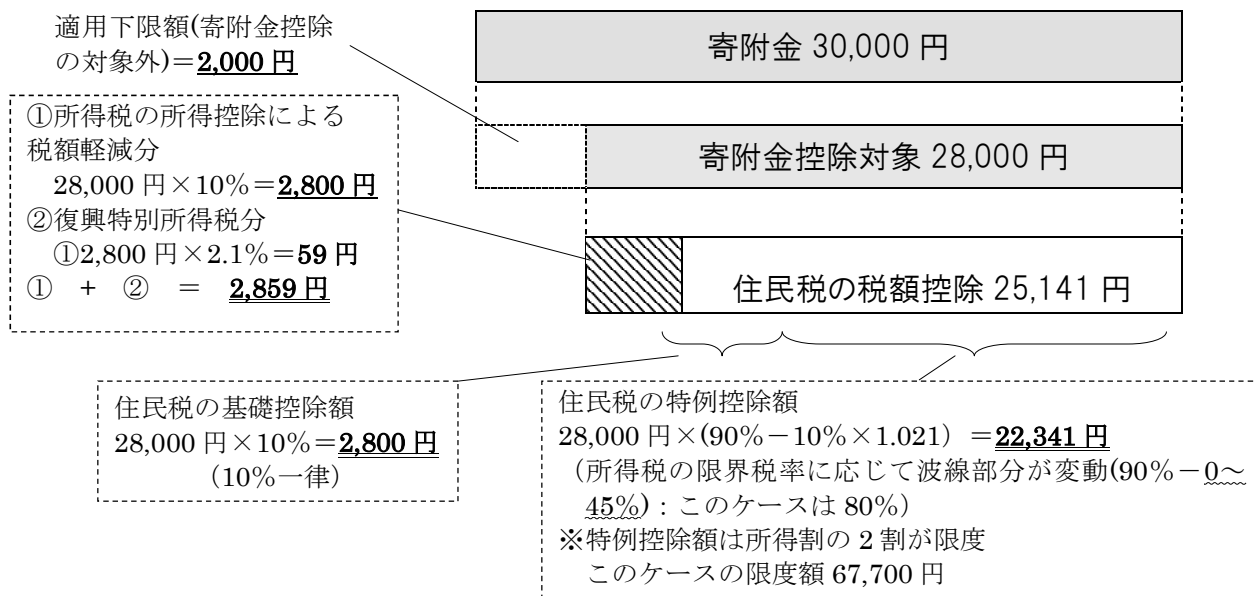
②[寄附金額-2,000円]×[90%-0~45%(所得税の税率)×1.021]

①と②の合計額を税額控除(②の額は個人住民税所得割額の2割が限度)

3. 寄附金控除の具体例

給与収入700万円で 夫婦+子供2人(小学生と高校生)の場合

[所得税の限界税率 10%、住民税所得割額 338,500円]



※寄附金額30,000円のうち、28,000円が所得税と住民税から控除されます。

寄附金額別による納税者負担額の目安(前記ケースの場合)

寄附をいただいた金額	申告により軽減される税額	あなたの実質負担額
30,000 円	28,000 円	2,000 円
50,000 円	48,000 円	2,000 円
100,000 円	87,500 円	12,500 円
150,000 円	97,600 円	52,400 円

※所得額、家族構成、寄附額、その他の控除額等によって軽減される税額、実質負担額は変動します。

4. 確定申告

所得税の寄附金控除・住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、翌年2月16日から3月15日までに、お住まいの地域の税務署で確定申告をしてください。

また、確定申告を行わない給与所得者等は、寄附先の地方自治体に、寄附者の代わりに控除申請を行うことを要請することができます。(寄附先が5団体以下の方のみ)

お問い合わせ

1. ふるさと取手応援寄附金に関するお問い合わせは

取手市 財政課 〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地 TEL:0297-74-2141 内線 1631~1633 FAX:0297-73-5995

2. 税の寄附金・寄附金税額控除についてのお問い合わせは

お近くの税務署または
取手市 課税課 TEL 0297-74-2141 内線 1243~1246

3. ふるさと取手応援寄附金ではなく、既存の基金への寄附を希望される場合は、

取手市高齢者福祉基金	高齢福祉課	Tel 0297-74-2141 (代)
取手市みどりの基金	水とみどりの課	〃
取手市平和基金	総務課	〃
取手市環境基金	環境対策課	〃

注意

「ふるさと取手応援寄附金」は、皆様の「取手市を応援したい」という善意を、寄附というかたちにしたものであり、寄附行為を強要するものではありません。

また、市から電話で現金自動預払機(ATM)の操作や振込みをお願いすることはありません。お心あたりのない納付書などが送付された場合は、上記までお問い合わせください。その他、「ふるさと取手応援寄附金」を悪用した寄附の強要や不当請求・詐欺行為など、十分ご注意ください。